

(別表1)

事業継続力強化支援計画

| 事業継続力強化支援事業の目標 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------|-----------|-------|----|---------|-----------|-------|-----|----|----|----|-----|----|----|----|-----|----|----|----|---------|----|----|----|-------|----|----|----|-----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| I 現状 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 地域の災害リスク | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① 風水害（台風、洪水、土砂災害）：防災マップ 当町は、平地に乏しく急峻な地形が多いため、台風や集中豪雨等による土砂災害発生の危険性がとても高い。また、河川は急流蛇行が多く狭小であることから流下能力が小さく氾濫しやすい状況であるため、浸水被害が想定される。 当町の防災マップによると、町内住民の50%以上が、日之影川周辺に住宅を設置している。特に当会周辺の小規模事業者が多い新日之影地区では、3.0m以上の浸水被害が予想されている。土石流が発生するエリアも多く、商業や飲食・宿泊業等を営む事業者が多く立地している。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 地震：J-SHIS（地震ハザードステーション） 地震ハザードステーションによると宮崎県内に活断層はないが、隣接する大分県や熊本県はいくつかの活断層がある。宮崎県内で30年以内に震度5以上の地震が起こる確率は、99.0%と高い。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ その他（感染症） 当町は、65歳以上高齢者が40%以上の高齢化社会となっている。全国市区町村（2017年4月1日現在1741、ただし東京23区を含む）の中で72番目に高い。今後、高齢化率は2045年までに12.1ポイント上昇し、54.8%に達し、おおよそ10人に5人が高齢者になると予測されている。高齢者は感染症が蔓延した場合に重症化リスクが高い。新型コロナウイルス感染症においては、今までに当町では感染者が1人しか確認されていないが、万が一急速に広まった場合には、多くの住民の生命や健康に重大な影響を与えることになる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 日之影町商工会の管内状況（R3年7月16日時点） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"><thead><tr><th>業種</th><th>町内商工業者数</th><th>町内小規模事業者数</th><th>当会会員数</th></tr></thead><tbody><tr><td>建設業</td><td>29</td><td>27</td><td>23</td></tr><tr><td>製造業</td><td>26</td><td>24</td><td>19</td></tr><tr><td>小売業</td><td>47</td><td>43</td><td>41</td></tr><tr><td>飲食店・宿泊業</td><td>24</td><td>24</td><td>20</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>34</td><td>31</td><td>22</td></tr><tr><td>その他</td><td>22</td><td>17</td><td>17</td></tr><tr><td>合計</td><td>182</td><td>166</td><td>142</td></tr></tbody></table> | | | | 業種 | 町内商工業者数 | 町内小規模事業者数 | 当会会員数 | 建設業 | 29 | 27 | 23 | 製造業 | 26 | 24 | 19 | 小売業 | 47 | 43 | 41 | 飲食店・宿泊業 | 24 | 24 | 20 | サービス業 | 34 | 31 | 22 | その他 | 22 | 17 | 17 | 合計 | 182 | 166 | 142 |
| 業種 | 町内商工業者数 | 町内小規模事業者数 | 当会会員数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建設業 | 29 | 27 | 23 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 製造業 | 26 | 24 | 19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小売業 | 47 | 43 | 41 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 飲食店・宿泊業 | 24 | 24 | 20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| サービス業 | 34 | 31 | 22 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 22 | 17 | 17 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 182 | 166 | 142 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) これまでの取組 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 当町の取組 <ul style="list-style-type: none">防災マップ、避難場所の作成・設置「日之影町地域防災計画」「日之影町国土強靭化地域計画」の策定防災訓練の実施防災、感染症対策備品の備蓄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

- ・防災情報発信（メール配信）サービス
2. 当会の取組
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
 - ・東京海上日動と連携した損害保険への加入促進
 - ・防災備品（スコップ、懐中電灯等）の備蓄

II 課題

現状では緊急時の取組について、当町の「防災の心得」等はあるものの、漠然とした記載にとどまり、協力体制における具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、当会には平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人材が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているなどの課題がある。

また感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、感染者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- (1) 地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ事前対策の必要性を周知する。
- (2) 災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報共有ルートを構築する。
- (3) 災害発生後、速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制の構築および関係機関との連携体制を構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県に報告する。

| 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間 | |
|---|---|
| (1) | 事業継続力強化支援事業の実施期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日 |
| (2) | 事業継続力強化支援事業の内容 当町が令和2年3月に策定した「日之影町国土強靭化地域計画」及び「日之影町地域防災計画」に基づき、当会と当町の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。 |
| 1. 事前の対策 | |
| ① 小規模事業者に対する災害リスクの周知 | |
| ・経営指導時に、防災マップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。 | |
| ・町広報、当会HP、案内文書送付時に、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業継続力強化計画やBCPの策定に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。 | |
| ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。 | |
| ・感染症は場所や時間に限らず発生する可能性があり、状況も日々変化する。事業者が誤報に惑わされず正しい情報を入手し、冷静に対応するように周知していく必要がある。また、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険などの情報提供も行っていく。 | |
| ② 商工会自身の事業継続計画の作成 | |
| 当会の事業継続計画を令和4年度以内に作成予定。 | |
| ③ 関係団体等との連携 | |
| ・宮崎県商工会連合会や連携する東京海上日動火災保険（株）に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。 | |
| 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を行う。 | |
| ④ フォローアップ | |
| ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の事業者BCP取組状況の確認を行う。 | |
| ・当会及び当町の担当部署間で上記事項の確認や改善点について定期的な協議を行う。 | |
| ⑤ 当該計画に係る訓練の実施 | |
| ・自然災害（マグニチュード6の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認を行う（訓練は必要に応じて実施する）。 | |
| 2. 発生後の対策 | |
| ・自然災害等の発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。 | |
| ・町内で感染者発生時は、職員の体調確認を行っていくと共に、事業所の消毒・手洗い・うがいなどを徹底させ、二次感染を起こさないように注意喚起する。 | |
| ア) 応急対策の実施可否の確認 | |
| ・発生後2時間以内に職員の安否確認を行う。 | |
| (ショートメールやSNS等を利用しての安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況等を当会と当町で共有する) | |

イ) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を定める。
- ・職員全員が被災するなどにより応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、できる限り1日以内に情報共有する。
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

(例) 被害規模の目安は以下の想定

| | |
|-----------|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none">・地域内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地域内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none">・地域内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地域内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害はない | <ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。 |

※なお、連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じているものと考える。

| | |
|---------|--------------|
| 発災後～1週間 | 1日1回共有する |
| 1週間～4週間 | 1週間に1回共有する |
| 4週間～3ヶ月 | 隔週に1回共有する |
| 3ヶ月以降 | 必要に応じて随時共有する |

3. 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、宮崎県の指定する様式3「被害状況内訳書」に記載し、当会より（県商工会連合会を通じて）宮崎県へ報告する。
- ・「被害状況内訳書」による報告ができない場合は、電話又はFAX等により報告又は情報共有を行う。
- ・感染症流行の場合、国や宮崎県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を宮崎県の指定する方法にて当会又は当町より宮崎県へ報告する。

被 害 状 況 内 訳 書

【別紙】

【令和 年 月 日】
令和 年 月 日現在

| | |
|----------|-----|
| 商工会名 | 商工会 |
| 担当課・担当者名 | |
| 電話番号 | |
| FAX番号 | |

| 企業等の名称 | 商業・工業・その他の別 | 被害状況 | 被害額(千円) | 備考 |
|--------|-------------|------|---------|----|
| | 商業・工業・その他 | | | |

※商業・工業・その他野別の欄については、次の区分を参考にして当てはまるものを○で囲んでください。

- 商 業 ~ 飲食業、小売業、飲食業
- 工 業 ~ 製造業
- その他 ~ ①卸業、建設業、運輸・通信業、サービス業、上記の商業・工業に該当しないもの
②観光施設等の被害報告があった場合は、その他に含めてください。

※被害状況については、全壊・半壊・床下浸水・床上浸水・商品流出・機械設備被害など、被害状況を記載してください。

※被害額については、分かる範囲で記載してください。不明の場合は記載不要です。

宮崎県

九州経済産業局



宮崎県商工会
連合会



日之影町商工会

日之影町



4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、日之影町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5. 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・宮崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援・派遣等を宮崎県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

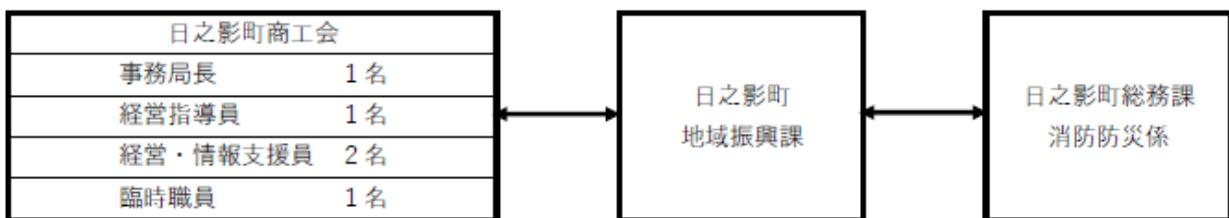
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年12月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 恒川 裕紀（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う

・本計画の具体的な取り組みの企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

日之影町商工会

〒882-0401 宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折 3461

TEL : 0982-87-2210 / FAX : 0982-87-2069

E-mail : hinokage@miya-shoko.or.jp

②関係市町村

日之影町 地域振興課

〒882-0401 宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折 9079

TEL : 0982-87-3801 / FAX : 0982-87-3810

E-mail : shinkou@town.hinokage.lg.jp

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達法

(単位 千円)

| | 令和4年度 (1年目) | 令和5年度 (2年目) | 令和6年度 (3年目) | 令和7年度 (4年目) | 令和8年度 (5年目) |
|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 必要な資金の額 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| セミナー開催費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| チラシ作成・印刷費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 専門家謝金 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

宮崎県小規模事業経営支援事業費補助金、日之影町補助金、会費収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| |
|---|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
| 東京海上日動火災保険株式会社 宮崎支店延岡支社 支社長 西野 真洋 〒882-0872 宮崎県延岡市愛宕町 2-1-5 センコービル 1F TEL 0982-21-2511 FAX 0982-21-2515 |
| 連携して実施する事業の内容 |
| <p>① BCP・事業継続力強化計画策定セミナー、ワークショップの開催 ・災害事例を挙げ、企業を取り巻く環境変化からBCPの必要性を訴え、自然災害のシミュレーション等を通じて、BCP策定及び事業継続力強化計画の策定の必要性を認識させ、計画作成を目指す。</p> <p>② 保険及び共済制度の加入推進 ・リスクファイナンスの観点から保険及び共済制度の加入推進を行い、災害後の復旧費用軽減を図ることができるよう対策を行う。</p> |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| <p>① 日之影町商工会が主催するBCP・事業継続力強化計画策定セミナーへの講師派遣 ② 保険会社と連携したBCP・事業継続力強化計画策定支援および保険・共済の加入推進</p> |
| 連携体制図等 |
| <p>The diagram illustrates the collaboration framework. It features three ovals representing entities: '日之影町商工会' (Nishimuku Chamber of Commerce) at the top left, '東京海上日動火災保険株式会社' (Tokio Marine Nichido Fire & Marine Insurance Co., Ltd.) at the top right, and '小規模事業者' (Small-scale Business Operator) at the bottom center. Arrows indicate the flow of information and support: a double-headed arrow labeled '講師依頼' (Request for lecturer) connects the top two entities; a double-headed arrow labeled '策定アドバイス' (Planning advice) connects the top two entities; a single-headed arrow labeled 'セミナー開催' (Seminar held), 'BCP等策定支援' (Support for BCP planning), and '保険・共済の加入促進' (Promotion of insurance and mutual aid participation) points from the bottom entity to the left; a single-headed arrow labeled 'セミナーでの講義' (Lectures at the seminar), 'BCP等策定支援' (Support for BCP planning), and '保険・共済の加入促進' (Promotion of insurance and mutual aid participation) points from the right entity to the bottom.</p> |